たかおか認知症パートナー宣言事業所登録要綱

（目的）

第１条　この要綱は、認知症高齢者等への対応、支える家族への支援など、認知症の本人及びそのご家族へのやさしい取り組みを実施している企業・店舗を認定し、広く公表すること（以下「たかおか認知症パートナー宣言事業所」という。）により、認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らすことができるやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

（登録対象）

第２条　この要綱における登録の対象は高岡市内に本社又は事業所を置き事業活動を行う企業・店舗（以下「企業等」という。）とする。ただし、認知症の人やその家族を対象とした医療、介護及び支援を業とする企業等を除く。

　（登録基準）

第３条　たかおか認知症パートナー宣言事業所の登録申請をしようとする企業等は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1)社員が認知症サポーター養成講座を受講していること、又は事業所内に認知症キャラバ

ン・メイトを配置しており、定期的に認知症サポーター養成講座を実施していること。

(2)たかおか認知症パートナー宣言事業所登録申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）

に掲げる取組内容のうち、認知症サポーターの項目を除く取組項目を1項目以上掲げるこ

と。

(3)当該企業等における取組を宣言し、市が行う第10条に規定する周知について同意すること。

(4)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（申請方法）

第４条　たかおか認知症パートナー宣言事業所の登録申請をしようとする企業等は、申請書及びたかおか認知症パートナー宣言（様式２号）を市長に提出するものとする。

　（登録）

第５条　市長は、前条の申請内容を審査し、たかおか認知症パートナー宣言事業所の登録を決定したときは、たかおか認知症パートナー宣言事業所登録証（様式第３号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（有効期限）

第６条　登録の有効期限は、登録年月日から３か年を経過した日の属する年度の３月31日とし、次条に規定する登録の更新の場合も、同様の扱いとする。

（登録の更新）

第７条　有効期限が経過した後も引き続きたかおか認知症パートナー宣言事業所として登録を継続するには、有効期限の１か月前までに第４条に定める申請手続きを行うものとする。

（取組内容の確認）

第８条　市長は、必要に応じ、実地調査等により、取組内容の確認を行うことができる。

　（たかおか認知症パートナー宣言事業所の表示等）

第９条　たかおか認知症パートナー宣言事業所は、以下に該当するものを除き、商品、役務の提供の用に供するもの若しくは商品、役務の広告又は取引に用いる書類等にたかおか認知症パートナー宣言事業所である旨の表示ができるものとする。

　(1) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの

　(2) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの

　（周知の方法）

第10条　市長は、たかおか認知症パートナー宣言事業所に登録証（様式第３号）を発行するとともに、広く市民に周知する。

(1)たかおか認知症パートナー宣言（様式第２号）を市ホームページへ掲載する。

(2)市が主催する行事等でのＰＲを行う。

（変更の届出）

第11条　たかおか認知症パートナー宣言事業所は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかにたかおか認知症パートナー宣言事業所変更届出書（様式第４号）及びたかおか認知症パートナー宣言（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

　(1) 名称

(2) 所在地

(3) 宣言内容

（登録の辞退）

第12条　たかおか認知症パートナー宣言事業所が第３条に定める基準を満たさなくなったとき、又は登録継続の意思を失ったときは、速やかにたかおか認知症パートナー宣言事業所辞退届出書(様式第５号)を市長に提出しなければならない。

（登録の取り消し）

第13条　市長は、たかおか認知症パートナー宣言事業所が次に掲げる行為を行ったとき、又はその事実が明らかになったときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第３条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき

(2) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき

(3) 景品表示法等の法令や条例に違反したことが判明したとき

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等があったとき

(5) その他、市長が適当でないと認めるとき

２　市長は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して企業等にその旨を通知するものとする。

３　登録の取消しを受けたときは、企業等は速やかに登録証を市長に返納するものとする。

（その他）

第14条　この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、令和３年９月21日から施行する。